

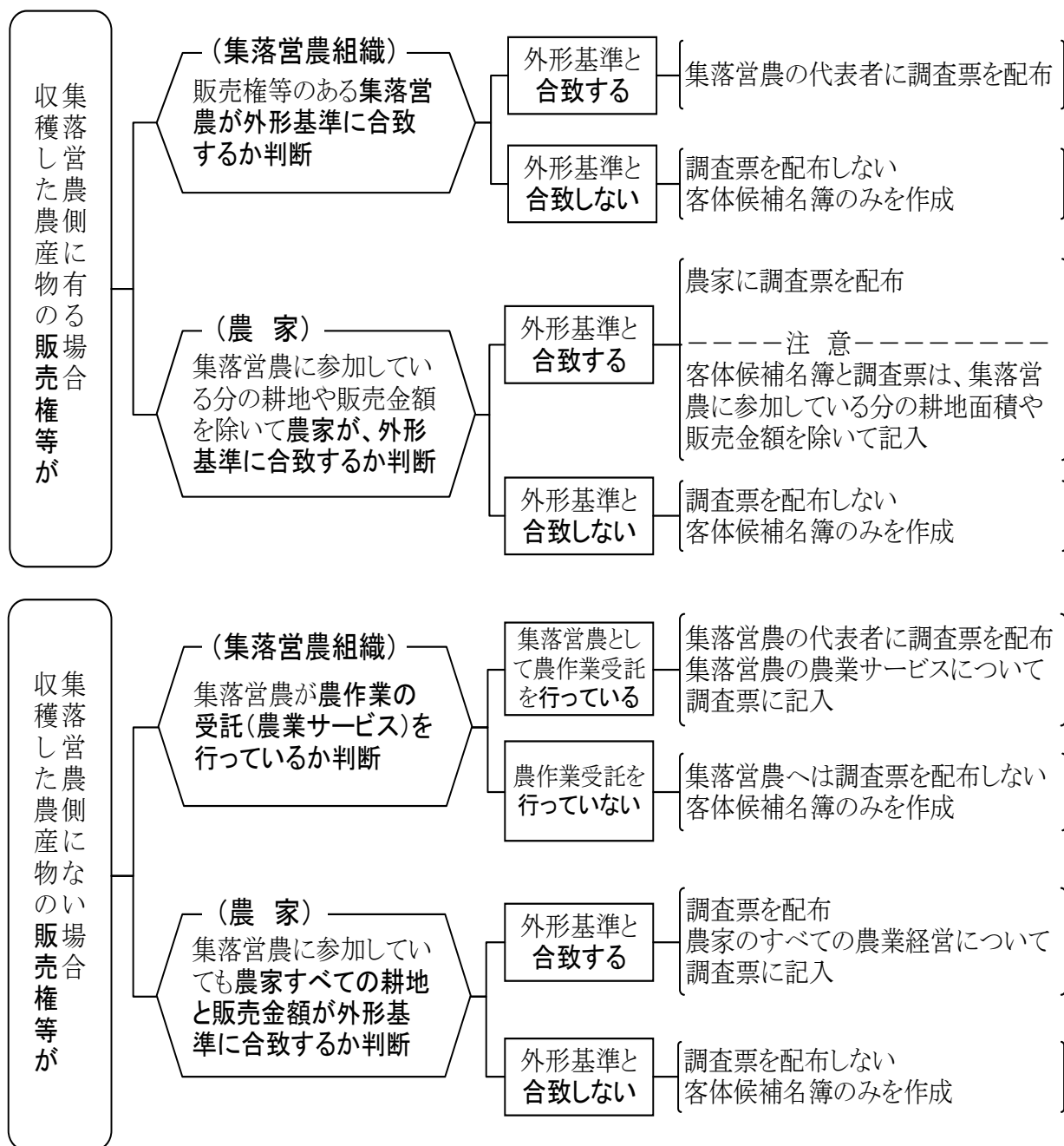
イ 集落営農組織に参加している農家と集落営農組織の場合

集落営農組織に参加している農家や集落営農組織に調査票を配布する場合は、以下の判断により行ってください。

また、調査票の記入方法は41ページの「(2) 家族で構成する農林業経営体が集落営農や協業経営体等に参加している場合」を参考に説明します。

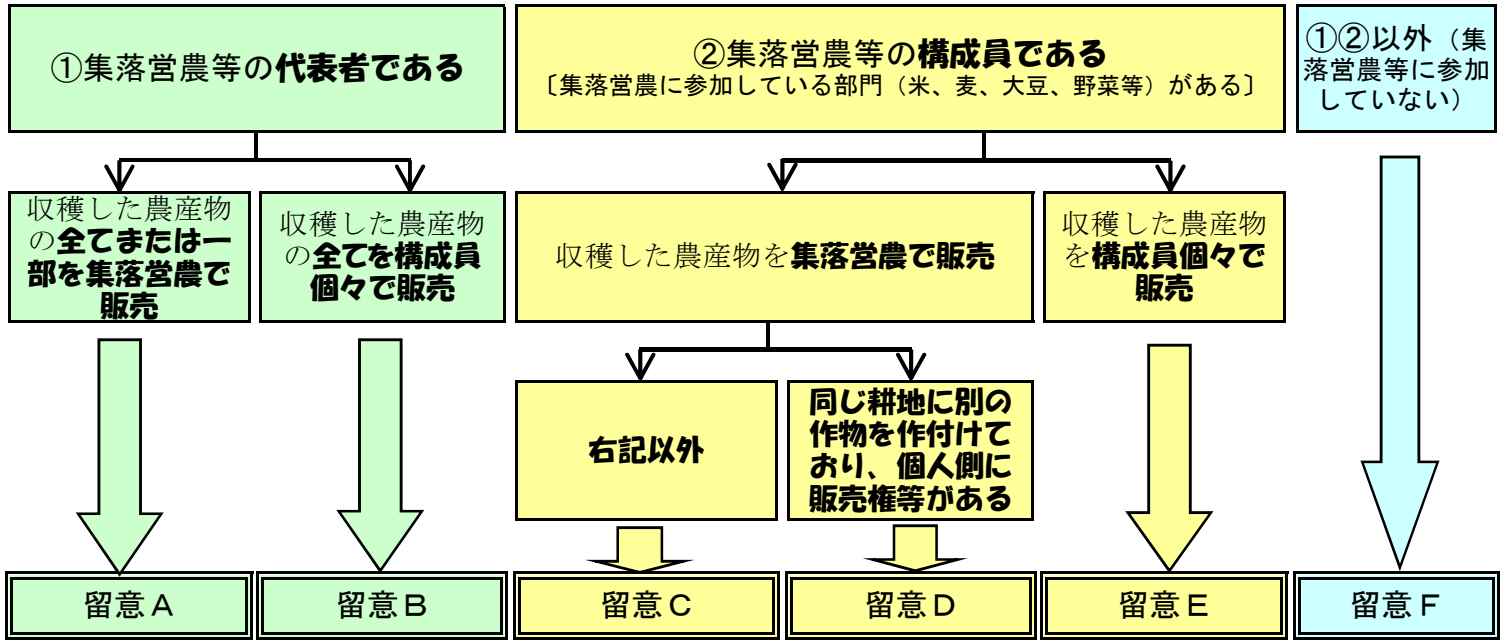
なお、判断がつきにくい場合等は、指導員や市区町村担当者に確認してください。

農林業経営体調査における集落営農と参加する農家の判定基準



(1) まず、次の表により、留意事項がどれに該当するかを判定してください。

<調査票の留意事項判定表>



(2) 調査票の記入に際しては、(1)の判定結果別に、以下の内容に留意してください。

自営農業を行い、集落営農等の代表者も兼ねている方には、集落営農等が行う経営の内容について記入する調査票と、ご自身の世帯の経営の内容について記入する調査票の2種類の記入をお願いする場合がありますので、それぞれの内容にご留意の上、記入していただきますよう、よろしくお願いいたします。

区分	調査票の項目					
	【2】世帯 【3】農業労働力	【4】土地	【6】農産物の生産	【7】農作業の委託 【10】農作業の受託	【9】農産物の販売	
集落営農等の代表者 (集落営農側を記入)	留意 A	【2】は記入しない 【3】3は構成員のうち、農業経営に従事した人数を計上する	集落営農が販売権等を有する農産物を作付けた耕地（ただし、構成農家が同じ耕地に別の作物を作付けており、個人側に販売権等がある場合は除く）は、「他から借り入れている」に計上する	集落営農が販売権等を有する農産物について、販売目的で作付けた面積を当該作物欄に計上する	【7】は計上しない 【10】は、集落営農が販売権等を有しない農産物分について、構成農家からの農作業受託分として計上する	集落営農が販売権等を有する農産物分について計上する
	留意 B		計上しない	計上しない	【7】は計上しない 【10】は、構成農家からの農作業受託分として計上する	計上しない
集落営農等の構成員 (自営農業側を記入)	留意 C	【2】3「⑤自営農業に従事した日数」は集落営農の仕事に従事した日数は計上しない 【3】3は記入しない	集落営農が販売権等を有する農産物を作付けた耕地は、「他に貸し付けている」に計上する	集落営農が販売権等を有する農産物については、計上しない	【7】は、集落営農が販売権等を有する農産物分については、計上しない 【10】は計上しない	集落営農が販売権等を有する農産物については、計上しない
	留意 D	【2】3「⑤自営農業に従事した日数」は集落営農の仕事に従事した日数も計上する 【3】3は記入しない	すべて計上する			
	留意 E			すべて計上する	【7】は、集落営農への農作業委託分として計上する 【10】は計上しない	すべて計上する
上記以外	留意 F	すべて計上する	すべて計上する	すべて計上する	すべて計上する	すべて計上する